

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時 特例対策事業実施要領の制定について

7 農 産 第 2 3 2 3 号
令 和 7 年 8 月 1 3 日
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

この度、米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業について、別紙のとおり、米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領

第1 事業の内容等

1 趣旨

令和7年度の渇水及び高温により、水稻の生育等への影響が懸念されており、令和7年7月30日には農林水産省に渇水・高温対策本部を設置したところ。令和7年度の斑点米カメムシ類（斑点米カメムシ及びイネカメムシをいう。以下同じ。）の発生については、過去10年間で最も発生予察注意報が発令された令和6年度に匹敵する状況であり、水稻の品質への影響が懸念されている。

昨年来の米価高騰を受け、米の安定供給に対して国民の関心が非常に高まっている状況であり、足元の斑点米カメムシ類の発生が本年産米の減産要因となり得る中、米の需給及び価格の安定を図るため、こうした事象を可能な限り排除する必要がある。

このため、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）第1ただし書に規定する農産局長が特に認める場合の緊急対策事業として、米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業（以下「本事業」という。）では、主食用米（酒造好適米を含む。以下同じ。）を対象として、斑点米カメムシ類からの被害防止に向けた対策として、地域において通常行われている防除作業を行ってもなお、斑点米カメムシ類の発生抑制が見られない地域において追加的な防除を行うことにより、その被害防止を図ることを目的とする取組を臨時・特例的に支援する。

2 事業内容

本事業は、地域において推奨されている回数の薬剤防除を行ってもなお、斑点米カメムシ類の発生抑制が見られない地域において、主食用米の需給及び価格の安定を図るために斑点米カメムシ類の追加防除に係る取組について、以下の経費を支援する。

- (1) 令和7年産主食用米への対応として実施する、病虫害発生予察注意報等、公的機関により定められた基準において指定する斑点米カメムシ類に対する薬剤の購入費
- (2) 令和7年産主食用米への対応として実施する斑点米カメムシ類防除に係る薬剤の散布を委託する際に要する経費

3 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 農業共済組合
- (3) 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (5) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定め

る地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

- （6）地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

4 採択要件

採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- （1）対象品目

主食用米とする。

- （2）助成対象者

事業実施主体が行う本事業の助成対象者は次のとおりとする。

ア 農業者

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格化法人

エ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

オ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。）の組織する団体

- （3）成果目標の基準

斑点米カメムシ類を対象とする防除を地域で推奨されている回数の薬剤防除に追加で行った回数1回以上。

- （4）目標年度

成果目標年度は令和7年度とする。

- （5）事業の対象ほ場

斑点米カメムシ類の発生状況から地域で推奨されている回数の薬剤防除を適切に行ってなお、都道府県が定める要防除水準を超える斑点米カメムシ類の発生が確認されたほ場。

- （6）防除の方法

集落単位又は20ha以上の一定のまとまりをもったほ場においてドローン、無人ヘリ等による一斉防除

5 補助単価

補助単価は、4の（5）に規定するほ場のうち斑点米カメムシ類を対象とした防除を行う面積に対し、10a当たり1,000円とする。ただし、同一ほ場において複数回追加防除を行った場合においても、2回目以降の面積は支援面積に含めないものとする。

6 事業実施期間

本事業の実施期間は令和7年8月7日から令和7年10月31日までとする。

7 留意事項

- (1) 気象災害等による被災に備えて、事業実施主体及び助成対象者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。
- (2) 本事業終了後、残渣のすきこみや畦畔の草刈り等の管理を適切に行うことによって、次年産における斑点米カメムシ類の発生防止に努めること。

第2 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号に別添を添付した事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する都道府県知事等（都道府県知事及び都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の1の（2）で定める都道府県農業再生協議会をいう。）の長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。都道府県知事等は別記様式第2号の都道府県等事業実施計画を作成し、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第7第1項に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7第3項に基づき、地方農政局長等は、交付申請書の提出より前に、都道府県知事等に対し都道府県等事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

- (2) 事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、重要な変更として、別記様式第1号により都道府県知事等に事業実施計画の変更協議を行うものとする。これを踏まえ、都道府県知事等は、地方農政局長等に都道府県等事業実施計画の変更協議を行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更
- エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長等は交付等要綱第9の1に基づく交付決定を行った場合、併せて、第2の1の（1）により提出された都道府県等事業実施計画等を承認したものとする。

3 指導監督等

- (1) 指導監督

都道府県知事等は、本事業の取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

- (2) 返還等

ア 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

イ 都道府県知事等は、事業実施主体が本事業の取組を着実に図っていないと

判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、事業実施主体に対し既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

エ 地方農政局長等は、都道府県知事等による（１）の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、イ及びウの規定にかかわらず、都道府県知事等に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第３ 事業の評価

- １ 事業の評価に当たって事業実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、別記様式第３号により作成し、都道府県知事等に提出するものとする。
- ２ 都道府県知事等は、１の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標が達成されていないと判断したときは、当該事業実施主体に対して別記様式第４号により改善計画を提出させるなど、適切な改善装置を講じるものとする。
- ３ 都道府県知事等は、２に定める点検評価の結果について、別記様式第５号により目標年度の翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとし、２に基づき改善措置を講じた場合には、別記様式第６号により、改善措置内容についても併せて報告するものとする。
- ４ 地方農政局長等は、３の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第７号に記入するものとする。
- ５ 地方農政局長等は、４により作成した評価所見を農産局長に提出するものとする。
- ６ 農産局長は、５により提出を受けた評価所見を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価検討委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価検討委員会において意見聴取を行う場合には、地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事等に提示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- ７ 地方農政局長等は、次のいずれかに該当する場合にあっては、都道府県知事等から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じ

ている場合

- 8 地方農政局長等は、6により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

第4 その他

1 本事業の支援対象

都道府県知事等又は事業実施主体が所在する都道府県が発出した病虫害予察注意報等に基づき行う取組に限るものとする。

2 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が地域における主食用米の生産量及び品質の安定化に必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

附 則

この通知は、令和7年8月13日から施行し、令和7年8月7日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施計画の提出
(変更協議) ※ 1 について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領第 2 の 1 に基づき、関係書類※ 2 を添えて提出 (変更協議) ※ 1 します。

※ 1 : 別記に定める重要な変更として、事業実施計画の変更協議を行う場合は、「提出」を「変更協議」と記載すること。

担当者 :
所属 :
氏名 :
連絡先 :
E-mail :

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

1 事業実施主体

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 事業実施総括表

事業実施主体名	交付対象面積（a）	国庫補助金 （円）	事業要件の確認方法	備考

※1：「交付対象面積」欄の面積は、10a単位で記入すること。

※2：「事業要件の確認方法」欄には、成果目標の具体的な確認方法、事業対象区域である根拠や資料名を記入すること。

4 添付書類

(1) 規約の写し

- (2) 事業実施体制図
- (3) その他都道府県が必要と認める資料

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業 都道府県等事業実施計画

(都道府県等名：令和7年度)

市町村名	事業実施主体名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
合計					

- ※1：「交付対象面積」欄の面積は、10a単位で記入すること。
- ※2：「事業要件の確認方法」欄には、成果目標の具体的な確認方法、事業対象区域である根拠や資料名を記入すること。
- ※3：事業実施主体から提出のあった事業実施計画書を添付すること。
- ※4：その他地方農政局等が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業の評価報告について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領第 3 の 1
に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

注：関係書類として、評価報告書を添付すること。

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業

評価報告書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

1 事業の効果

(1) 都道府県名・地域名	(例) ○○県△△地域
(2) 地域の標準的な防除回数	
(3) 防除回数目標	
(4) 防除回数実績	

2 添付資料

- (1) 地域の標準的な防除回数分かる資料（都道府県の防除指針等）
- (2) 防除回数実績分かる資料（作業日誌等）
- (3) その他都道府県等が必要と認める資料

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業の改善計画について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領第 3 の 2 に基づき、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記のとおり改善計画の実施について報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

--

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

--

3 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること)

--

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名
〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会の長の氏名 〕

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業の評価報告について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領第 3 の 3 に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

注：関係書類として、事業評価表を添付すること。

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に関する事業評価票

(令和 7 年度)

都道府県（※ 3）名	事業実施主体名	標準的な防除回数	防除回数目標	防除回数実績	達成率	都道府県（※ 3）の所見
		（例） 2 回	（例） 3 回	（例） 3 回	100%	〇〇〇〇

※ 1：事業実施主体から提出のあった評価報告書を添付すること。
※ 2：その他地方農政局等が必要と認める資料を添付すること。
※ 3：補助事業者が都道府県農業再生協議会の長である場合には、都道府県農業再生協議会

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名
〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会の長の氏名 〕

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業の改善計画について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領第 3 の 3 に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

注：関係書類として、事業実施主体が作成した改善計画を添付すること。

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に関する事業評価票

(〇〇農政局：令和 7 年度)

都道府県（※ 1）名	事業実施主体名	標準的な防除回数	防除回数目標	防除回数実績	達成率	都道府県（※ 1）の所見	地方農政局等の所見
		（例） 2 回	（例） 3 回	（例） 3 回	100%	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※ 1：補助事業者が都道府県農業再生協議会の長である場合には、都道府県農業再生協議会